

第 1 2 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和元年 5 月 30 日（木）

せたな町農業委員会

第 1 2 回 せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年 5 月 3 0 日（木） 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 4 2 分

2. 開催場所 せたな町役場 2 階 第 1 会議室

3. 出席委員（1 4 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	7 番	玉	木	久	志
	8 番	酒	井	誠	一
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊

4. 欠席委員（ 1 人）

1 3 番 弥 左 輝 彦

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
（農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当）
- 第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
（農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当）
- 第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について
（農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当）
- 第 9 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 1 0 議案第 8 号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西 田	良 子
農地係長	小 池	秀 樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第12回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変お忙しい中どうもご苦労様でございました。

第12回総会ということでございまして、ここ数年以来5月は大変天気が良い。昨年も田植えが終わる頃までは大変好天気に恵まれました。ところが6月に入りまして、6月の中旬頃からは昨年度は雨。長雨が続き曇天の日も多かったわけでございまして、昨年度は大変農作業、特に畜産農家の方におかれましては牧草収穫等到大変影響を及ぼしたわけでございます。今年度は、今まで大変天気が良いわけでございますけども、若干牧草の生育が良くない。また水田関係におきまして、大変水不足で困っている状態でございます。

せたな町における真駒内ダムでは、春先は結構水がオーバーフローしたくらい大変水があったわけでございますけど、最近水がだんだん減ってきて、節水とまではいきませんが、水路に流す水を若干減らさせてもらっている状態でありまして、水不足は大変深刻な面に入ってきているわけでございます。

また本日の総会におかれましては、まだ5月でございますけども案件が結構ございます。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

また先日、農業新聞等でちらっと見た、短歌ではないんですけど川柳ですか、入選作というのを見てますと、挨拶は短くするほど大拍手とありました。私には全然関係ないなと思いましたが、なるほど良いところを突くなと思ったわけでございまして、なるべく挨拶は短くするように勤めてまいりますので、ひとつよろしくをお願いいたしまして、簡単ではありますけども、挨拶に代えさせていただきたいと思います。

事務局長

ありがとうございました。

13番の弥左委員から欠席の連絡がございました。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、8 番酒井委員、9 番日置委員を指名いたします。

この指名は、第 12 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和元年 5 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、地目は畑、面積が[]m²、解約理由につきましては、この農地を他の農業者と賃貸借するためとなっております。

次の賃貸借する方につきましては、後程議案第 4 号でご審議いただく予定でございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 13 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]までの計 8 筆、地目は全て田んぼ、面積が[]m²、解約理由につきま

しては、耕作面積を増やし契約したいためとなっております。

以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長 「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案2ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その賃貸借、使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和元年5月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料3ページをご覧ください。
番号12番。貸主につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から1年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格は[REDACTED]円、こちらの理由につきましては、所有農地を売買予定のため1年間の賃貸にしたいということでございます。

事務局 4ページをご覧ください。
番号13番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計4筆、地目は田んぼ、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から10年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

5ページをご覧ください。

番号14番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、地目は田んぼ、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から1年間の使用貸借でございます。

こちらの理由につきましては、貸主が今年は自分で耕作できないため他の人に耕作をお願いしたいということでございます。

事務局

6ページをご覧ください。

番号15番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、地目は田んぼ、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から3年間、前回同様使用貸借での契約でございます。

事務局

7ページをご覧ください。

番号16番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、地目は田、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から3年間の使用貸借でございます。

事務局

8ページをご覧ください。

番号17番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、地目は全て田んぼ、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から3年間の使用貸借でございます。

事務局

9ページをご覧ください。

番号18番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、地目は全て畑、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から5年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格は[REDACTED]円でございます。

こちらは前回と同様の更新でございますが、契約期間が前回は3年間の契約でしたが今回から5年間の契約に変更となっております。

事務局

10ページをご覧ください。

番号 19 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、期間につきましては、許可の日から 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円でございます。

こちらも前回と同様の更新でございますが、契約期間が 3 年間の契約から 5 年間の契約に変更となっております。

事務局

11 ページをご覧ください。

番号 20 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計 6 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、前回と同様の更新でございます。

事務局

12 ページをご覧ください。

番号 21 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計 10 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、前回と同様の更新でございます。

事務局

13 ページをご覧ください。

番号 22 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計 4 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可要件の全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 5 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 25 ページをご覧ください。

番号 66 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
の計 2 筆、地目は田んぼ、面積が m^2 、利用目的は水田、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

26 ページをご覧ください。

番号 67 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
、
。利用権設定等に係わる土地につきましては、
、
までの計 9 筆、内、田んぼが 7 筆 m^2 、畑が 2 筆 m^2 、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田と普通畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、田んぼの単価が 円、畑の単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

27 ページをご覧ください。

番号 68 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、

■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの計 11 筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■■ m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、単価が■■■■■ 円、賃貸価格が■■■■■ 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

28 ページをご覧ください。

番号 69。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの計 17 筆、内、田んぼが 12 筆■■■■■ m²、畑が 5 筆■■■■■ m²、面積が合わせまして■■■■■ m²、利用目的は転作田と普通畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、新規の使用貸借でございます。

事務局

29 ページをご覧ください。

番号 70 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、地目は畑、面積が■■■■■ m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、単価が■■■■■ 円、賃貸価格が■■■■■ 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

30 ページをご覧ください。

番号 71 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■の計 2 筆、地目は畑、面積が■■■■■ m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、単価が■■■■■ 円、賃貸価格が■■■■■ 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

31 ページをご覧ください。

番号 72 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの計 7 筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■■ m²、利用目的は水田、期間につきましては、2019 年 5 月

30日から2024年5月29日までの5年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

32ページをご覧ください。

番号73番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■までの計5筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、期間につきましては、2019年5月30日から2022年5月29日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

33ページをご覧ください。

番号74番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■までの計7筆、地目は全て畑、面積が■■■■㎡、利用目的は普通畑、期間につきましては、2019年5月30日から2022年5月29日までの3年間、単価が■■■■円と■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

34ページをご覧ください。

番号75番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■までの計3筆、地目は田んぼ、用悪水路、畑、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、用悪水路、普通畑、所有権移転の時期につきましては2019年5月30日、対価の支払期限が2019年6月28日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円、売買価格は■■■■円となっております。

事務局

35ページをご覧ください。

番号76番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、地目は田んぼ、面積が■■■■㎡、利用目的は水田、所有権移転の時期につきましては2019年5月30日、対価の支払期限が2019年10月31日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円となっております。

事務局

36ページをご覧ください。

番号77番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■

さん。利用権の設定等をする者、さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、さん、さん、さん、さん、さん、さん、さん、さん、さんまでの計 11 筆、地目は全て畑、面積が m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2023 年 11 月 30 日までの 5 年間、単価が 円、 円、 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。畑の単価は草地の状況によって分かれてございます。

事務局

37 ページをご覧ください。

番号 78 番。利用権の設定等を受ける者、さん、さん。利用権の設定等をする者、さん、さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、さん、さん、さん、さんまでの計 4 筆、地目は全て畑、面積が m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2024 年 5 月 29 日までの 5 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

38 ページをご覧ください。

番号 79 番。利用権の設定等を受ける者、さん、さん。利用権の設定等をする者、さん、さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、さん、さんの計 2 筆、地目は畑、面積が m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

39 ページをご覧ください。

番号 80 番。利用権の設定等を受ける者、さん、さん。利用権の設定等をする者、さん、さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、さん、さん、さん、さんまでの計 4 筆、地目は全て畑、面積が m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

40 ページをご覧ください。

番号 81 番。利用権の設定等を受ける者、さん、さん。利用権の設定等をする者、さん、さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、さん、さん、さん、さん、さんまでの計 5 筆、地目は全て畑、面積が m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019

年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸
価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

41 ページをご覧ください。

番号 82 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、期間
につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、
単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

42 ページをご覧ください。

番号 83 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、期間
につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、
単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

43 ページをご覧ください。

番号 84 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等
に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED] までの計 5 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は
転作田、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日
までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借
でございます。

事務局

44 ページをご覧ください。

番号 85 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]。利用権設定等
に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]
までの計 4 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、
期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3
年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でござい
ます。

事務局

45 ページをご覧ください。

番号 86 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等を

する者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計7筆、内、田んぼが6筆 [REDACTED] m²、畑が1筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と普通畑、期間につきましては、2019年5月30日から2022年5月29日までの3年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

46 ページをご覧ください。

番号87番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2019年5月30日から2022年5月29日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

47 ページをご覧ください。

番号88番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計8筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2019年5月30日から2022年5月29日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

48 ページをご覧ください。

番号89番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、地目は田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2019年5月30日から2024年5月29日までの5年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規の賃貸借でございます。

事務局

49 ページをご覧ください。

番号90番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計8筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2019年5月30日から2022年5

月 29 日までの 3 年間、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■■ 円、継続の賃貸借でございます。

事務局 以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 農業委員会等に関する法律第 31 条に該当いたします。
議事参与制限におきましては退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めいたしておりますので、■■■委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長 それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 5 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 50 ページをご覧ください。
番号 91 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■
■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■
■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■

事務局

議長

議長

議長

議長

議長

議長

事務局

事務局

15

■さん。利用権の設定等をする者、■、
■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
■、■の計2筆、地目は畑、面積が■㎡、利
用目的は採草畑、期間につきましては、2019年5月30日から2022年5
月29日までの3年間、単価が■円、賃貸価格は■円、新規の
賃貸借でございます。

事務局

52ページをご覧ください。

番号93番。利用権の設定等を受ける者、■、
■さん。利用権の設定等をする者、■、
■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
■、■の計2筆、地目は畑、面積が■㎡、利
用目的は採草畑、期間につきましては、2019年5月30日から2022年5
月29日までの3年間、単価が■円、賃貸価格は■円、継続の賃
貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の
要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第8 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について（農業委
員会等に関する法律第31条該当）】

議長

「日程第8 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について（農業
委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長

議案第6号につきましても農業委員会等に関する法律第31条に該当い
たします。

■委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたい
と思います。

議長	それでは事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案 7 ページをご覧ください。 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 5 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料 53 ページをご覧ください。 番号 94 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。利用権の設定等をする者、北斗市本町 1 丁目 1 番 21 号、XXXXXXXXXXさん。利用権設定等に係わる土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXの計 3 筆、地目は畑、面積が XXXXXX m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 5 月 30 日から 2022 年 5 月 29 日までの 3 年間、単価が XXXXXX 円、賃貸価格は XXXXXX 円、継続の賃貸借でございます。
事務局	以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第 6 号について質疑ございませんか。 （質疑なし）
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。 【日程第 9 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】
議長	「日程第 9 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい、議案 8 ページをご覧ください。 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和元年5月30日。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料54ページをご覧ください。

番号2番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡、転用の目的につきましては、農業用施設の建設、建物の敷地の面積が[REDACTED]㎡、転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、別紙図1のとおりとなっております。

事務局

こちらの申請地につきましては、農業振興整備計画による農用区域内農地でございますが、農業振興整備計画に記載される指定用途への転用であり、既存施設の隣接地であることから、申請地の転用が最も効率的であると判断します。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第10 議案第8号 土地現況証明願について】

議長

「日程第10 議案第8号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案8ページをご覧ください。

議案第8号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和元年5月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 59 ページをご覧ください。

番号 6 番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED] の 2 筆、
公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況
につきましては農地台帳上全て山林となっております。願出理由は地
目変更のためとなっております。所有者、願出者共に [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

こちらにつきましては、2019 年 5 月 17 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 委員、[REDACTED]
委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認
いただいております。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 7 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第
12 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業
委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 1 年 6 月 27 日

会議録署名委員

8 番 酒井 誠一

9 番 日置 和彦

議長 厚田 喜博